

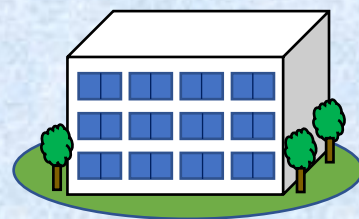
安心して暮らせる

# 市営住宅のご案内

野洲市営住宅は、野洲市が管理・運営する公営住宅です。  
住宅に困っている低所得の方を対象に、比較的安い家賃でご利用いただけるため、住居にお困りの方はご相談ください。  
また、住居確保にお困りの方がおられましたら、ぜひご案内ください。

## ◆応募資格

- ① 現に住宅に困窮している方
  - ② 収入が公営住宅法に定める基準額以下の方
  - ③ 野洲市内に3カ月以上在住、または6カ月以上勤務している方
  - ④ 税金を滞納しておらず、暴力団員でない方
- ※①～④の全てを満たしている必要があります。  
①・②の詳細は裏面をご参照ください。



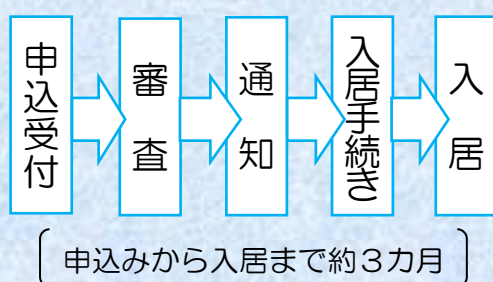
## ◆募集の案内

年2回（1月・7月）、「広報やす」と野洲市ホームページに、募集する住宅一覧と申込み期間を掲載します。

| 団地名           | 戸数 | 間取り         | 家賃（※）    | 住 所         |
|---------------|----|-------------|----------|-------------|
| 吉地団地（1～3号棟）   | 42 | 2DK・3DK     | 19,100円～ | 吉地1143番地    |
| 木部団地          | 18 | 2DK         | 20,500円～ | 木部1000番地    |
| 永原第1団地（1～3号棟） | 68 | 2DK・3DK     | 19,100円～ | 永原市有地       |
| 永原第2団地（A棟）    | 25 | 1DK・2DK・3DK | 14,600円～ | 永原553番地5    |
| 新上屋団地（1～4号棟）  | 64 | 2DK・3DK     | 20,100円～ | 上屋市有地       |
| 和田団地          | 15 | 2DK・3DK     | 23,100円～ | 小篠原1940番地25 |
| 小篠原団地         | 30 | 3DK         | 15,900円～ | 小篠原481番地    |

※ 家賃は入居世帯の所得により決定するため、入居者ごとに金額が異なります。

## ◆申込みから入居までの流れ



### 【問合せ先】

野洲市 建築住宅課  
TEL 077-587-6322  
E-mail jutaku@city.yasu.lg.jp



## ① 住宅に困窮している理由

| 種 別      | 住宅に困っている理由                                                                                                                             |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 過密住宅   | 1.居住している部屋の広さが1人当たり3.5畳以下<br>2. 1人当たり3.5畳以上であるが1部屋に居住している                                                                              |
| 2 別居     | 1.住宅がないため、妻若しくは夫又は子と別居している<br>2.扶養する親、弟妹と別居している<br>3.婚約者があるが、住宅が無いいため結婚できない                                                            |
| 3 遠距離通勤  | 通常の通勤方法による通勤時間が片道1時間以上                                                                                                                 |
| 4 高額家賃   | 控除後の収入月額に対する家賃の割合が25%以上                                                                                                                |
| 5 立ち退き要求 | 1.裁判の判決、和解若しくは調定により明渡し決定済、又は社宅等に居住し、世帯主の死亡又は退職等により立ち退き要求を受けている<br>2.立ち退き問題について裁判係争中である<br>3.立ち退き要求が通例一般的なもの                            |
| 6 不良住宅   | 1.極度の老朽で倒壊のおそれがあり、保安上注意されている建物又はバラック建住宅等著しく不衛生な非住宅に居住しているもの<br>2.極度に老朽化している建物又は転用住宅（物置土蔵等を改良した建物）に居住しているもの<br>3.炊事場、便所及び給水のいずれかを共用している |
| 7 同居     | 親族又は親族以外の世帯と同居している                                                                                                                     |
| 8 住宅外居住  | 住宅以外の建物に居住                                                                                                                             |

## ② 公営住宅法に定める基準額

収入月額158,000円（裁量世帯は214,000円）

### ●収入月額の計算方法

1.申込者の世帯全員の年間所得金額を合算します。

2.合算した金額から一般控除額と特別控除額を引いて、12で割ったものが収入月額です。

所 得 … 総収入から税法上認められた経費を控除した後の金額で、課税証明書に記載されています。  
非課税の所得（生活保護、失業保険、遺族年金、福祉年金等）、退職金、一時所得は収入月額に含みません。

一般控除 … 給与所得又は年金所得の場合100,000円、給与所得及び年金所得の場合200,000円  
扶養親族×380,000円

特別控除 … 世帯主又は同居人及び別居扶養親族が該当する場合  
・満70歳以上の控除対象配偶者、同扶養親族100,000円  
・16歳以上23歳未満の扶養親族250,000円  
・特別障がい者400,000円、障がい者270,000円  
世帯主又は同居人が該当する場合  
・寡婦270,000円  
・ひとり親350,000円

### 裁量世帯

1または2に該当する世帯が裁量世帯となります。

1.申込者が60歳以上で、かつ、同居者（同居予定者）全員が「18歳未満あるいは60歳以上」である場合、または60歳以上の単身者世帯である場合

2.申込者または同居者（同居予定者）に、次のいずれかに該当する方がいる場合

(ア) 身体障害者手帳の交付を受け、1級～4級と記載されている方

(イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1～3級と記載されている方、または知的障がい者にあつては、同程度の認定を受けている方

(ウ) 戦傷病者の方

(エ) 原子爆弾被爆者の方

(オ) 海外からの引揚者で、引き揚げてから5年未満の方

(カ) ハンセン病療養所入所者等である方

(キ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者（DV被害者）で、一時保護又は保護が終了した日から5年未満の方、又は保護命令の効力の生じた日から5年未満の方

(ク) 同居者に小学校就学前の児童がいる方